

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 さいたま新都心合同庁舎 1号館の管理・運營業務

財務省が管理する「さいたま新都心合同庁舎 1号館の管理・運營業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までの期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

### 1. 落札者を決定するための評価の基準（実績要件）について

#### 【論点】

「電気機械設備等運転・保守管理業務」について、必須項目として10万㎡以上の建物の業務実績及び中央監視装置における入出力管理点数35,000ポイント以上の遠隔監視の業務実績を求めているが、妥当なものか。

#### 【対応】

対象となる施設は延床面積約124,000㎡、入出力管理点数37,000ポイント以上のものであり、中心的な業務である「電気機械設備等運転・保守管理業務」については、同程度の業務実績が必要である。また、要件に該当する施設は多数存在し、かかる面積要件を付しても参入障壁とはならないと思われることから、原案のままとした。

[提出様式7(325頁)]

※他の業務については、業務実績に規模の条件を付けていない。

### 2. パブリックコメントの結果について

5者から12件の意見が寄せられ、以下の点について実施要項（案）を修正した。

- ・業務従事者に必要となる法定資格や、仕様書における設備の点検項目について指摘があり、修正することとした。

[仕様書(98頁,100頁)、提出様式4(322頁)]

以上